

平成29年8月4日  
事務連絡

## 新たなJAS制度説明会の開催及び参加者の募集について

独立行政法人農林水産消費安全技術センター  
規格検査部規格検査課

時下ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

平素は、当センターの円滑な業務推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、農林水産省が平成29年8月18日（金曜日）から、「新たなJAS制度説明会」を全国15か所にて公開で開催することとなりましたのでご案内いたします。

JAS制度については、本年6月の農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）の改正により、大きく変わりました。

新たなJAS制度は、農林水産品・食品の生産、製造を行う方だけでなく、保管、輸送、販売などに携わる幅広い方にも、商品、技術、取組をアピールするツールとして活用いただけるものになります。

今回の説明会では、新たなJAS制度について解説し、ビジネスシーンにおけるJAS規格の活用アイデアについて事例を含めて紹介するとともに、ビジネスニーズに応じ事業者や産地の皆様からJAS規格をご提案いただく際の手続を説明いたします。

新たなJAS制度について多くの方にご理解いただくため、ご参加いただければ幸いです。

詳細について下記の内容をご参照くださいますようお願いいたします。また、農林水産省ホームページ（[http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/syoku\\_kikaku/170803.html](http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/syoku_kikaku/170803.html)）においても掲載しております。

### 記

#### 【開催日時及び場所】

ブロック	開催地	開催日時	会場	収容可能人数
北海道	札幌市	8月21日（月曜日） 13時30分～	札幌第2合同庁舎9階講堂 （札幌市中央区大通西10丁目4番地1）	約100名
東北	盛岡市	8月23日（水曜日） 10時～	東北農政局岩手県拠点4階会議室 （盛岡市盛岡駅前北通1-10橋市盛岡ビル）	約40名
	仙台市	8月23日（水曜日） 14時30分～	仙台第3合同庁舎2階大会議室 （仙台市宮城野区五輪1-3-15）	約100名
関東	東京	8月18日（金曜日）	三番町共用会議所第2、第3、第4会議室 （東京都千代田区九段南2丁目1番5号）	約100名

		13時30分～		
	さいたま市	8月29日（火曜日） 13時30分～	(独) 農林水産消費安全技術センター本部 大会議室 (さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心 合同庁舎検査棟7階)	約80名
	横浜市	8月25日（金曜日） 13時30分～	横浜第2合同庁舎 4階 (独) 農林水産消費安全技術 センター本部横浜事務所大会議室 (神奈川県横浜市中区北仲通5-57)	約40名
	東京	9月12日（火曜日） 15時～	農林水産省7階共用第2会議室 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	約50名
中部	名古屋市	8月23日（水曜日） 10時30分～	東海農政局 1階会議室 (愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2)	約50名
北陸	金沢市	9月6日（水曜日） 14時～	北陸農政局1階 共用大会議室 (石川県金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁 舎)	約160名
近畿	神戸市	8月31日（木曜日） 10時～	(独) 農林水産消費安全技術センター神戸センター 3階会議室 (神戸市中央区港島南町1丁目3-7)	約50名
	大阪市	8月31日（木曜日） 14時～	大阪合同庁舎1号館6階第2会議室(大阪市中央区大 手前1-5-44)	約70名
中国 四国	岡山市	8月22日（火曜日） 10時～	中国四国農政局（岡山第2合同庁舎）2F 共用会議 室AB (岡山県岡山市北区下石井1-4-1)	約110名
	高松市	8月22日（火曜日） 14時～	中国四国農政局香川県拠点4F会議室 (香川県高松市天神前3番5号)	約60名
九州	福岡市	8月28日（月曜日） 10時30分～	(独) 農林水産消費安全技術センター福岡センター 会議室 (福岡市東区千早3-11-15)	約40名
	熊本市	8月28日（月曜日） 14時30分～	熊本地方合同庁舎B棟 大会議室 (熊本市西区春日2丁目10番1号)	約100名

※ 説明会は1時間半程度を予定しています。

【お問合せ先】

独立行政法人  
農林水産消費安全技術センター  
規格検査課

担当者：渡邊、大嶋、笠井

ダイヤルイン：050-3797-1845

FAX番号：048-600-2373

# 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案の概要

## 背景

- 海外市場では、食文化や商慣行が国や地域によって異なる中、取引上必要な情報や信頼は、**規格・認証**（※）により担保。 （※）規格に適合していることの第三者証明
- 輸出力強化に当たっては、規格・認証を活用し、海外の取引先等に訴求していくことが**重要・有効**。

➡ **取引における説明や証明、信頼の獲得を容易にし、海外取引の円滑化や国際競争力の強化に資するよう、戦略的に規格を制定・活用できる枠組みを整備。これを足掛かりとして国際規格化を推進。**

## 法案の概要

### 1. 我が国の強みのアピールにつながる多様な JAS規格の制定

#### (1) JAS規格の対象を「製品の品質」から拡大（JAS法第2条）

JAS規格の対象を、製品の生産方法、事業者の管理方式、測定・分析方法等にも拡大

##### ■ 製法に関する規格

例えば、伝統的な抹茶をアピールするため、我が国特有の製法を規格化。



##### ■ 管理方式に関する規格

例えば、鮮度をアピールするため、定温保管・輸送方式を規格化。能力を有する事業者を認証。



##### ■ 測定・分析方法に関する規格

例えば、魚に臭みが出ない養殖技術をアピールするため、臭み成分の統一的な測定・分析方法を規格化。



#### (2) JAS規格を事業者や産地から提案しやすい手続を整備（JAS法第4条）

#### (3) 新たなJAS規格に対応したJASマーク表示の枠組みを整備（JAS法第13条、第42条等）

### 2. 国際的に通用する**認証**の枠組みの整備

#### (1) 新たなJAS規格に対応し、国際標準化機構が定める手続に合った認証の枠組みを整備（JAS法第16条、第44条等）

#### (2) あわせて、JAS規格を足掛かりとする国際規格の認証の円滑な取得につながる枠組みを、（独）農林水産消費安全技術センターが運営できるよう手当て（FAMIC法第10条）